

# 大多喜町いじめ防止基本方針

平成28年2月

大多喜町・大多喜町教育委員会

## 目次

はじめに	P.2
第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	P.3
1 いじめの定義	
2 町のいじめの防止等に関する基本的な考え方	
(1) いじめの防止等に関する基本理念	
(2) いじめの防止に向けた方針	
第2章 町が実施するいじめの防止等のための施策	P.4
1 教育委員会の取組	
(1) いじめの未然防止及び早期発見に関すること。	
(2) いじめの対応に関すること。	
(3) 学校評価及び学校運営改善の実施に関すること。	
2 その他の事項	
第3章 学校が実施するいじめの防止等のための施策	P.6
1 いじめの対応	
(1) 「学校の基本方針」の策定	
(2) いじめの防止等に関する対策のための組織の設置	
2 学校の取組	
(1) いじめの未然防止及び早期発見に関すること。	
(2) いじめの対応に関すること。	
第4章 重大事態への対処	P.7
1 重大事態の発生と調査(法第28条関係)	
(1) 重大事態の意味	
(2) 重大事態の調査	
(3) 調査結果の提供及び報告	
2 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置	
(1) 再調査	
(2) 再調査を行う機関の設置	
(3) 県知事による再調査	
第5章 保護者・町民の役割	P.9
1 保護者の役割	
2 地域の役割	

はじめに

大多喜町は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)及び千葉県いじめ防止対策推進条例(平成26年千葉県条例第31号。以下「条例」という。)に則り、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、千葉県いじめ防止基本方針を参酌し、「大多喜町いじめ防止基本方針」(以下「町基本方針」という。)を策定する。

この基本方針では、いじめ防止の取組を、学校、家庭、地域、その他関係者が連携して町全体で円滑に進めていくことを目指し、全ての児童生徒の健全育成といじめのない社会の実現を方針の柱とする。

いじめ防止対策推進法

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定めるよう努めるものとする。

千葉県いじめ防止対策推進条例

(市町村の役割)

第六条 市町村は、国、県その他の関係者と協力しつつ、当該地域の実情に応じたいじめの防止等に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

## 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

### 1 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
  - ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
  - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ・金品をたかられる
  - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされたりする、等

### 2 町のいじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

#### (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ア いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうる可能性がある深刻な人権侵害である。
- イ いじめの防止等の対策では、いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるように行う。
- ウ いじめの防止等の対策は、学校、保護者、地域その他関係機関の連携の下、児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指して行う。

#### (2) いじめの防止に向けた方針

- ア いじめの防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策を総合的に策定し、実施する。
- イ いじめの予防及び早期発見その他のいじめの防止、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援並びにいじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携の強化その他必要な体制の整備に努める。
- ウ 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講ずる。
- エ 児童生徒が安心して豊かに生活できるよう、いじめの防止に向けて必要な啓発を行う。

## 第2章 町が実施するいじめの防止等のための施策

### 1 教育委員会の取組

#### (1) いじめの未然防止及び早期発見に関すること。

- ア 児童生徒の豊かな情操及び道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- イ いじめの防止に資する活動であって、児童生徒が自主的に行うものに対する支援並びに児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。
- ウ 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう、関係機関と連携して、いじめ電話相談、教育相談員、スクールカウンセラーなどの体制を整備する。
- エ 教職員の資質能力の向上を図るため、関係機関と連携し、いじめの防止等に関する研修の実施等、必要な措置を講ずる。
- オ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、民間団体及び事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見及び早期対応のために必要な措置を講ずる。また、児童生徒及び保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配付するなどの必要な啓発活動を実施する。

#### (2) いじめの対応に関すること

##### ア いじめに対する措置

- (ア) 教育委員会は、法第23条第2項の規定により学校から報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
  - (イ) 教育委員会は、学校から報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法(昭和22年法律第26号)第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずるなどのいじめを受けた児童生徒その他児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。
- イ 学校の指導のあり方並びに警察への通報及び相談による対応
- (ア) いじめが起きたときは、被害児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対して事情及び心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導し、及び支援するための必要な措置を講ずる。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力並びに関係機関及び専門機関との連携の下で取り組むよう指導し、又は助言する。

(イ) いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なもの及び児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、学校での適切な指導及び支援並びに被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談し、又は通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導し、又は助言する。

(3) 学校評価及び学校運営改善の実施に関すること

ア 学校評価及び教員評価の留意点

教育委員会は、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無又はその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握及び対応が促され、並びに日頃からの児童生徒の理解、いじめの未然防止及び早期発見、いじめに対する迅速かつ適切な対応及び組織的な取組等を評価するよう、学校に必要な指導又は助言を行う。

イ 学校経営改善の支援

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化等学校マネジメントを担う体制の整備を図ることなどにより、学校経営の改善を支援する。

2 その他の事項

町は、年度ごとにいじめに関する調査や分析を行い、法や社会情勢の変化に基づいた対応を取るとともに、「町基本方針」の見直しを検討し、必要な措置を講ずる。

### 第3章 学校が実施するいじめの防止等のための施策

#### 1 いじめの対応

##### (1) 「学校の基本方針」の策定

各学校は、法第13条の規定に基づき、国や県、町基本方針を参酌して、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについて、基本的な考え方、取組の内容等を盛り込んだ「学校の基本方針」を策定する。

##### (2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

各学校は、法第22条の規定に基づき、いじめの防止等に関する対応を効果的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭その他関係者により構成するいじめの防止等の対策のための組織を設置する。

#### 2 学校の取組

##### (1) いじめの未然防止及び早期発見に関すること

###### ア 未然防止

(ア) 児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができるよう、県が作成したいじめを題材にした道徳教材の活用を図るとともに、「いのちを大切に作るキャンペーン」を推進する。

(イ) 児童生徒が互いに良好な関係を築くことができるよう、県が策定した「豊かな人間関係づくり実践プログラム」を活用した取組を推進する。

(ウ) 被害者、加害者の双方の視点からいじめを人権問題として捉え、法的知識の修得を含めた人権教育を推進する。

###### イ 早期発見

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るという共通認識をもち、全ての教育活動を通じて、児童生徒の観察等を大切にすることで、いじめを受けているという兆候を見逃さないようにするための、次の手立てを講ずる。

(ア) いじめに関するアンケート調査を年複数回実施する。

(イ) 児童生徒と教員が一對一で直接話せる個人面談を実施する。

(ウ) 保護者ときめ細やかな連携を図る。

(エ) 相談窓口の周知の徹底を図る。

(オ) 校内研修等により教職員の資質の向上を図る。

##### (2) いじめの対応に関すること

学校は、いじめの連絡又は相談を受けたときは、速やかに被害者の安全を確保するとともに、いじめの防止等の対策のための組織において対策会議を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

ア 被害者の保護及び被害者の保護者への対応

イ いじめの実態の把握

ウ 加害者への指導及び加害者の保護者への助言

エ スマートフォン等、インターネットを通じて行われるいじめへの対応

## 第4章 重大事態への対処

### 1 重大事態の認知と調査(法第28条関係)

#### (1) 重大事態とは

ア いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。例えば

- (ア) 児童生徒が自殺を企図した場合
- (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

ウ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

#### (2) 重大事態の調査

##### ア 報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生したときは、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会は町長に報告するとともに、千葉県教育庁東上総教育事務所に情報提供する。

##### イ 調査の趣旨及び調査主体

重大事態への対処は、教育委員会又はその設置する学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う(法第28条第1項)。教育委員会は当該いじめ事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。その際、調査組織の公平性・中立性を確保するため、第三者(当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者をいう。)をもって構成する。

##### ウ その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用、いじめられた児童生徒の就学校の指定の変更又は区域外就学等いじめられた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

#### (3) 調査結果の報告等

##### ア 被害者への報告

組織による調査が終了したら、調査結果を学校及び教育委員会が確認し、被害者側に事実関係等その他の必要な情報を速やかに提供する。その際、他の児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。個人情報保護を拡大解釈し、説明を怠るようなことがないよう留意する。



## イ 加害者への報告

加害者側にも、今後の指導等の必要から原則として事実を伝えることとするが、伝え方や時期については、被害者側への配慮に留意するとともに、事案に応じて警察との調整を行う。

## ウ 関係機関等への報告

教育委員会は文書により町長に報告するとともに、東上総教育事務所に情報提供する。いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

重大事態への対応に当たっては、必要に応じて早期に警察や児童相談所、町長部局担当課等の関係機関との連携を図りながら対応する。

## 2 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

### (1) 再調査

上記の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を行う。

### (2) 再調査を行う機関の設置

町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、総合教育会議を招集し、附属機関を設けて調査を行う等、法28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うか判断する。再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

### (3) 県による再調査

児童生徒や保護者から、法に定める重大事態への対処等を関係機関が実施しない等の相談が県にあった場合は、県教育委員会の指導の下、町及び教育委員会が関係機関に連絡して支援を依頼し、必要な助言を得て、重大事態への対処等を進める。

#### いじめ防止対策推進法

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

## 第5章 保護者・町民の役割

### 1 保護者の役割

- (1) 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護する。(条例第9条第1項)
- (2) 「いじめが絶対に許されない行為である」ことを保護する児童生徒に理解させ、いじめを行うことがないように必要な指導を行うように努める。(条例第9条第2項)
- (3) 授業参観，学級懇談，家庭教育学級等の機会を利用しながら，学校と日頃から連絡を取り合い，子どもの学校生活の把握に努める。
- (4) 学校や県，町から発出されるいじめに関する情報や啓発資料等を積極的に活用し，町，学校，地域社会等が講ずるいじめ防止のための取組に協力するよう努める。  
(条例第9条第3項)

### 2 町民の役割

- (1) 町民は，児童生徒の登下校の際に声掛けをすることや，地域の行事及び地域における社会体験活動等，地域の児童生徒との交流を積極的に行える環境づくりに努め，地域全体で児童生徒を見守っていけるよう努める。(条例第10条第1項)
- (2) 町民は，地域においていじめ又はいじめと疑われる行為を認めたときは，当該児童生徒に声かけなどを行い，様子を見るとともに，教育委員会又は学校へ連絡することに努める。
- (3) 町民は，学校内外においていじめを発見した場合，又はいじめの疑いがあると認められる場合には，町，学校，場合によっては県などに情報を提供するよう努める。(条例第10条第2項)。